

# デイサービスほほえみ 練馬区指定介護予防・日常生活支援総合事業

## 通所型サービス契約書

様（以下、「利用者」とする。）と(有)イシワタ（以下、「事業者」とする。）は事業者が利用者に対して行う練馬区指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下、練馬区総合事業という）の通所型サービスについて次の通り契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、練馬区総合事業の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう練馬区総合事業通所型サービスを提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は令和 年 月 日から1年間または1年経過後の月末までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条（練馬区総合事業通所型サービスの提供場所・内容）

1. 練馬区総合事業通所型サービスの提供場所は事業所住所です。所在地および概要は【重要事項説明書】の通りです。
2. 事業所は利用者の日常生活全般の状況および希望をふまえたサービスの提供を行います。
3. 事業所は総合事業ケアプランまたは第4条に定める練馬区総合事業通所型サービス計画に沿って、練馬区総合事業通所型サービスを提供します。
4. 事業所は練馬区総合事業通所型サービスの提供にあたり、内容について利用者に説明します。
5. 利用者がサービスの内容の変更を希望する場合には事業所に申し入れることができます。  
事業所はその内容および介護予防計画または総合事業ケアプランの内容をふまえ検討し、変更できうる場合は希望に沿うように変更します。

### 第4条（練馬区総合事業通所型サービス計画）

1. 指定介護予防支援事業所が介護予防計画を作成した場合、または利用者の希望により、運動機能向上、口腔機能向上に係るいずれかの特定サービスを個別または一体的に提供する場合、その他必要により、練馬区総合事業通所型サービス計画を作成します。
2. 事業所は前項の規定により、練馬区総合事業通所型サービス計画を作成し、利用者へ提供します。
3. 事業所は練馬区総合事業通所型サービス計画の内容を、利用者および家族に説明します。

### 第5条（サービス提供の記録）

1. 事業所はサービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
2. 利用者は事業所の営業時間内にその事業所にて当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧及び謄写できます。

## 第6条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を事業所に支払います。
2. 事業者は当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。
3. 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに口座引落の方法により支払います。
4. 事業者は、前項による口座引落を確認した後、利用者に対し領収書を発行します。

## 第7条（サービスの中止）

1. 利用者は事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時まで（サービス提供日が月曜日の場合は、その前の金曜日の午後5時まで）に連絡することにより、サービスの利用を中止することができます。
2. 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護等の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【重要事項説明書】に記載したとおりです。

## 第8条（料金の変更）

1. 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料およびその他の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

## 第9条（契約の終了）

1. 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ①事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ②事業者が守秘義務に反した場合
  - ③事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④事業者が破産した場合
4. 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ①利用者のサービス利用料金の支払いを当社が請求書を発行後3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合
  - ②利用者が正当な理由なくサービスの中止を5回以上繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - ③利用者またはその家族が事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①利用者が介護保険施設に入所した場合
- ②利用者の要介護認定区分が、非該当（自立、要介護）と認定された場合
- ③利用者が死亡した場合

#### 第10条（秘密保持）

1. 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する個人情報（個人情報保護法第2条1項による定義と同様とします）を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用しません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を利用しません。

#### 第11条（賠償責任）

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体または財産を侵害した場合には、利用者に対してこれによって生じた損害を賠償します。

#### 第12条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族またはあらかじめ届けられた緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

#### 第13条（災害時の対応）

事業所は現に練馬区総合事業通所型サービスの提供を行っているときに非常災害が発生した際は、関係機関への通報等、必要な措置を講じます。

#### 第14条（連携）

1. 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます
2. 事業者は第9条第2項ないし第4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

#### 第15条（虐待の禁止）

サービス従事者は利用者に対して、心身に苦痛を与える行為や人格を辱める行為は決して行いません。

#### 第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

#### 第17条（暫定時のご利用について）

練馬区総合事業の認定申請をしてから認定の結果が出る前に暫定でサービスを利用された場合、認定の結果により要介護となった場合や非該当となった場合は、それまで利用したサービスが全額自己負担となる場合があります。

（要介護となった場合は本契約締結日からの要介護での再契約となります。）

第18条（本契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項および契約の内容の解釈について相違が生じた場合には、介護保険法令その他諸法令の定めを尊重し、および契約の趣旨に従い、両当事者間で信義誠実をもって協議の上、これを解決します。

第19条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

デイサービス ほほえみ 練馬区指定介護予防・日常生活支援総合事業  
通所型サービス重要事項説明書

1. デイサービス ほほえみの概要

名 称	デイサービス ほほえみ
所 在 地	練馬区小竹町1-35-4
事業所番号	1372006096
運営開始	平成20年3月17日
定員	午前午後各27名

送迎できる範囲

送迎サービスを提供する 対象地域※	練馬区
----------------------	-----

(1) 職員の体制

施設長	常勤1名
管理者	常勤1名
生活相談員	常勤1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	4名以上（内1名以上常勤）
機能訓練指導員	2名以上
運転手	3名以上

(2) 営業時間

平日 午前8時30分～午後5時

(3) 定休日

土曜、日曜、祝祭日、12月29日～1月3日

2. 提供するサービス内容

- ①機能訓練
- ②生活相談
- ③送迎 等

### 3. 料金

#### (1) サービス利用料

##### ①練馬区総合事業通所型サービスとして算定される利用料金

- ・練馬区総合事業を利用する場合は、原則として1割負担となります。
- ・ただし一部の方の負担割合が2割又は3割になります。
- ・負担割合を確認するため、毎月区が交付する負担割合証をご提示下さい。
- ・利用料金は、1ヶ月を最小の単位とした、月あたりとなります。

#### (ア) 基本サービス利用料金

名称	負担割合	利用料金
通所型サービスⅠ	1割	1901円
	2割	3802円
	3割	5703円
通所型サービスⅡ	1割	3828円
	2割	7656円
	3割	11484円

#### (イ) 加算サービス利用料金

- ・基本サービスの利用に加えてご利用いただけます。

名称	利用料金(1割)	2割	3割
口腔機能向上加算Ⅱ	174円	349円	523円
サービスⅠ提供強化加算Ⅰ1	96円	192円	288円
サービスⅡ提供強化加算Ⅰ2	192円	384円	575円
通所型サービス軽度化加算(変更時)	27円		
通所型サービス自立化加算(変更時)	55円		
通所介護科学的介護推進体制加算	44円	87円	131円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	月利用金額より算出 所定単位数の80/1000		

- ②送迎代 送迎の実施地域内は無料
- ③飲物料 1日あたり380円
- ④その他 趣味活動などにかかる費用等は自己負担となります。

#### (2) 健康上の理由による中止

- ①風邪や病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ②当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合はサービス内容を変更または中止することがあります。その場合には、ご家族に連絡の上対応します。
- ③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合には、ご家族に連絡の上適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※ サービスを中止した場合、同月内であればご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数の予約が入っている日には、振り替えできませんのでご了承ください。

### (3) キャンセル規定

①ご利用日の前営業日 午後5時までにご連絡ください。

②ご利用日当日の場合は、わかり次第速やかにご連絡ください。

※ ご利用の前日が、当初の休みの日の場合はご注意ください。

### (4) 利用料金の支払い方法

①お支払い方法は口座引落とさせていただきます。

②口座引落の手続きが完了までは現金支払とし、完了後は前月末までの一部負担金を翌月の27日に引落となります。引落を確認後に領収書を発行します。

## 4. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

サービスの提供の依頼を受けた後に契約を結び、「総合事業ケアプラン」または「練馬区総合事業通所型サービス計画」に沿って、サービスを提供します。

### (2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設等に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の事業対象者区分が、非該当（自立若しくは、介護保険要介護状態区分が要介護）と認定された場合  
この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を当社が請求書発行後3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず30日以内にお支払がない場合、またはお客様やご家族などが当社や当サービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合がございます。

## 5. 当センターの通所介護サービスの特徴

地域の要支援、要介護者に対し、真心を持って接し、自立した日常生活を支援させていただきます。

## 6. 緊急時の対応

緊急連絡先			
ご家族	氏名	①	②
	住所		
	電話番号		
	続柄		
主治医	病院		
	医師		
	電話番号		
	所在地		

## 7. 事故発生時の対応

通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 8. サービス内容に関する苦情

### ①当センターご利用者相談・苦情担当

相談・苦情等 窓口担当者	
施設長	佐野 晃一郎
電話番号	03-5917-5766
緊急時等	070-6659-2227

②当センター以外の、都区市町村の相談・苦情窓口等は、【デイサービス ほほえみ 重要事項説明書別紙】をご参照ください。

## 8. 当社の概要

名称・法人種別	(有)イシワタ
代表者氏名	代表取締役 石綿 敏英
本社所在地	東京都練馬区小竹町1-35-2
電話番号	03-3955-9330
定款の目的に定めた事業	介護保険法に基づく居宅サービス事業
	その他付随する業務
施設・拠点等	訪問介護1ヶ所

## 9. 第三者評価の実施

実施なし

この契約を証するため本書を2通作成し、利用者と事業所が署名の上各1通ずつを保有します。

契約をする場合は以下の確認をすること

契約締結日 令和 年 月 日

通所型サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、通所介護についての説明をし、交付しました。

[事業者]

(指定番号 1372006096)

事業者

有限会社 イシワタ

代表取締役 石綿 敏英

所在地

東京都練馬区小竹町1-35-2

説明者 所属

デイサービス ほほえみ

氏 名

私は、契約書および本書面より、事業者から通所型サービスについての説明を受け、同意し交付を受けました。

[利用者]

住 所

氏 名

[代理人]

住 所

氏 名



## デイサービス ほほえみ 重要事項説明書別紙

都区市町村の相談・苦情窓口等

地域包括支援センター	第2育秀苑地域包括支援センター
電話番号	03-5912-0523
担当地域	旭丘、小竹町、羽沢、栄町
地域包括支援センター	桜台地域包括支援センター
電話番号	03-5946-2311
担当地域	桜台
地域包括支援センター	豊玉地域包括支援センター
電話番号	03-3993-1450
担当地域	豊玉中、豊玉南
地域包括支援センター	練馬地域包括支援センター
電話番号	03-5984-1706
担当地域	練馬
地域包括支援センター	練馬区役所地域包括支援センター
電話番号	03-5946-2544
担当地域	豊玉上、豊玉北
地域包括支援センター	北町地域包括支援センター
電話番号	03-3937-5577
担当地域	錦、北町1から5・8、平和台
地域包括支援センター	北町はるのひ地域包括支援センター
電話番号	03-5399-5347
担当地域	氷川台、早宮、北町6・7
練馬区担当課	介護保険課
電話番号	03-3993-1111
事務局	練馬区保険福祉サービス苦情調整委員事務局
電話番号	03-3993-1344
東京都	東京都国民健康保険団体連合会
電話番号	03-6238-0177